

○茨城県政務活動費の交付に関する条例施行規程

平成13年3月23日

議長決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県政務活動費の交付に関する条例(平成13年茨城県条例第35号。以下「条例」という。)に基づく政務活動費の交付に関し必要な細則を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第5条に規定する会派結成届等は、様式第1号、第2号及び第3号によるものとする。

(会派の知事への通知)

第3条 条例第6条に規定する知事への通知は、様式第4号によるものとする。

(交付決定及び交付)

第4条 条例第7条に規定する通知は、様式第5号によるものとする。

- 2 一四半期の途中において、新たに会派が結成された場合において、条例第5条第1項の規定による会派結成届の提出があった日が月の初日の場合は、当月分以降の政務活動費を当該会派に交付する。
- 3 一四半期の途中において、会派の所属議員の数に異動が生じた場合において、当該会派に既に交付した政務活動費については、その異動が生じた日が月の初日の場合は、当月分から調整する。
- 4 一四半期の途中において、会派が合併又は解散により消滅した場合において、当該会派に既に交付した政務活動費については、当該会派の代表者であった者は、当該消滅した日が月の初日の場合は、当月分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(支出額の算定)

- 第5条 自動車を利用する場合の交通費の算定については、条例第9条第1項の規定により、1キロメートルにつき28円とすることができる。
- 2 政務活動とそれ以外の活動が混在する場合には、合理的に説明できる割合によって、支出額を按分するものとする。ただし、合理的に説明できる割合によって按分することが難しい場合は、次の各号の按分割合を上限として算定するものとする。
 - (1) 政務活動と政党活動や後援会活動等が混在する場合は、2分の1
 - (2) 政務活動と私的活動が混在する場合は、2分の1
 - (3) 政務活動と政党活動や後援会活動等及び私的活動が混在する場合は、4分の1

(収支報告書の様式等)

第6条 条例第10条の収支報告書は、様式第6号によるものとする。

2 議長は、条例第10条の規定により提出された収支報告書の写しを、様式第7号により知事に送付するものとする。

(議長の調査等)

第7条 議長は、政務活動費の適正な執行を確保するため、会派の代表者に対し、毎四半期ごとに政務活動費の収支状況報告書(様式第8号)の提出を求めるものとする。

2 議長は、前項の収支状況報告書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、会派の代表者に対し、会計帳簿及び証拠書類等の提示を求めて調査することができるものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第8条 会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の支出について、会計帳簿を整理しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第9条 条例第13条第2項の規定による収支報告書及び領収書等(以下「収支報告書等」という。)の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。

2 条例第13条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の茨城県政務調査費の交付に関する条例施行規程の規定は、平成22年4月1日以降に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

付 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この規程による改正後の茨城県政務調査費の交付に関する条例施行規程の規定は、平成23年4月1日以降に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

付 則

この規程は、茨城県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成24年茨城県条例第94号)の施行の日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の茨城県政務活動費の交付に関する条例施行規程の規定は、平成28年4月1日以降に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

茨城県議会議長

殿

会派の名称

代表者

会派結成届

茨城県政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名 別紙名簿のとおり
- 6 政務活動費の受領方法
 - (1) 直接払
 - (2) 隔地払
 - (3) 口座振替払

振込先銀行名	銀行	支店
口座名義		
預金の種類		
口座番号		

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

茨城県議会議長

殿

会派の名称

代表者

会派異動届

茨城県政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

区分	旧	新
会派の名称		
代表者の氏名		
政務活動費経理責任者の氏名		
所属議員数		
異動のあった所属議員の氏名	(所属議員で無くなった議員氏名)	(新たに所属した議員氏名)
受領方法		

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

茨城県議会議長

殿

会派の名称

代表者

会派解散届

茨城県政務活動費の交付に関する条例第5条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 解散した年月日

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

茨城県知事

殿

茨城県議会議長

政務活動費の交付を受けようとする会派について

茨城県政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により，会派結成(異動，解散)届の写しを別添のとおり通知します。

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

殿

茨城県知事

政務活動費の交付について(通知)

茨城県政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、年度政務活動費については、下記のとおり交付することとしたので通知します。

記

交付決定金額 金 円

様式第6号(第6条第1項関係)

年 月 日

茨城県議会議長

殿

会派の名称

代表者

年度政務活動費に係る収支報告について

茨城県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)の規定に基づき、別紙のとおり、年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

会派の名称

1 収入

政務活動費

円

2 支出

(単位：円)

分類	経費	支出額
政務活動補助費	人件費	
	事務所費	
	事務費	
	交通費	
調査・政策立案費	視察・研修費	
	調査委託費	
	資料購入・作成費	
	要請陳情等活動費	
	会議費	
	グループ活動費	
広報広聴活動費	広報紙(誌)発行費	
	ホームページ作成・管理費	
	政策広報費	
	会費	
	合計	

3 残余

円

様式第7号(第6条第2項関係)

年 月 日

茨城県知事

殿

茨城県議会議長

政務活動費収支報告書(写)の送付について

茨城県政務活動費の交付に関する条例施行規程第6条第2項の規定により、 年度政務活動費の写しを別添のとおり送付します。

様式第8号(第7条第1項関係)

年 月 日

茨城県議会議長

殿

会派の名称

代表者

年度政務活動費に係る収支状況報告について

茨城県政務活動費の交付に関する条例施行規程第7条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、年度第 四半期政務活動費収支状況報告書を提出します。

政務活動費収支状況報告書
(年度第 四半期)

会派の名称 _____

1 収入 (単位：円)

項目	収入額
第 四半期より繰越し	
第 四半期政務活動費	
合計	

2 支出

分類	経費	支出額
政務活動補助費	人件費	
	事務所費	
	事務費	
	交通費	
調査・政策立案費	視察・研修費	
	調査委託費	
	資料購入・作成費	
	要請陳情等活動費	
	会議費	
	グループ活動費	
広報広聴活動費	広報紙(誌)発行費	
	ホームページ作成・管理費	
	政策広報費	
	会費	
	合計	

3 残余

第 四半期へ繰越し	
-----------	--